

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和5年京都府告示第31号	亀岡市大井町並河若宮筋34の1、36の1、37、38の1、39の1（次の図に示す部分に限る。）	六価クロム化合物	亀岡市大井町並河若宮筋34の1、36の1、37（次の図に示す部分に限る。）	掘削除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 製造物品の名称及び数量

ア 京都府広報紙「きょうと府民だより」全戸版
 予定数量 14,700,000部(259,700,000ページ)

イ 京都府広報紙「きょうと府民だより」文字拡大版
 予定数量 8,400部(644,000ページ)

(2) 製造物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

(4) 納入場所

京都府総務部入札課経由 京都府広報課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）ほか18箇所(予定)

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月9日（金）から令和5年7月11日

(火)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前8時30分から午後5時15分までに、

(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているもので当該印刷物を製造することができる設備を有する者であること。

大分類「印刷・製本」一小分類「一般印刷」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した製造物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者と認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以

下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年6月20日(火)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年7月24日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年7月25日(火)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年7月24日(月)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年7月25日(火)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア及びイに示す「きょうと府民だより全戸版」「きょうと府民だより文字拡大版」の各々1ページ当たりの単価(税抜き)及び単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額(税抜き)とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、電子調達システムにおいては、合計額は自動計算されるため、各項目ごとの単価を入力すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる製造物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭の

ため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

この入札においては、規則第154条第3項の規定に基づき最低制限価格を設定するので、最低制限価格を下回る価格で入札したものは失格とし、以降の入札（再入札がある場合）には参加することができない。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be

purchased

Public relations brochure “Kyoto Fumin Dayori”

Approximately about 14,700,000 copies (about 259,700,000 pages)

“Kyoto Fumin Dayori ENLARGED EDITION”

Approximately about 8,400 copies (about 644,000 pages)

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday June 9, 2023 to 5:15 PM on Tuesday July 11, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday July 24, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday July 25, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Monday July 24, 2023

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday July 25, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橘 正喜
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番地の1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか18業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか17業者	令 4. 8. 20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

(2) 届出年月日

令和5年5月18日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年6月9日から令和5年10月10日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか60業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか59業者	令 2. 2. 21 ほか	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日

令和5年5月18日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年6月9日から令和5年10月10日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	令 4. 7. 20 ほか	小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日

令和5年5月18日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年6月9日から令和5年10月10日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ木津
木津川市相楽城西15番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において	株式会社平和堂	株式会社平和堂	令 4. 10. 20	小売業を行う者の退店のため

て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	彦根市西今 町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか14業者	彦根市西今 町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか13業者		め
---	---	---	--	---

(2) 届出年月日

令和5年5月18日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和5年6月9日から令和5年10月10日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課



今里土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭
和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の
とおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
長岡京市今里3丁目3の2	小 林 茂
〃 〃 2丁目14の4	齊 藤 政 人
〃 〃 庄ノ淵1	小 山 泰 弘
〃 〃 4丁目4の1	小 山 博 之
〃 〃 2丁目6の7	齊 藤 正 弘
〃 〃 4丁目10の1	嶋 田 理 展
〃 〃 〃 10の12	能 勢 智 之
〃 〃 1丁目1の4	小 山 保 博
〃 〃 2丁目12の4	能 勢 裕 宜

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市今里2丁目6の12	森 田 清 孝
〃 金ヶ原芝3	山 岡 政 信

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
長岡京市今里2丁目6の12	森 田 清 孝
〃 〃 3丁目3の2	小 林 茂
〃 〃 2丁目14の4	齊 藤 政 人
〃 〃 庄ノ淵1	小 山 泰 弘
〃 〃 4丁目4の1	小 山 博 之
〃 〃 〃 10の1	嶋 田 理 展
〃 〃 〃 10の12	能 勢 智 之
〃 〃 1丁目1の4	小 山 保 博
〃 〃 2丁目12の4	能 勢 裕 宜

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市今里2丁目6の7	齊 藤 正 弘
〃 金ヶ原芝3	山 岡 政 信



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京
都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に
係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のと
おり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見
地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出
することができる。

令和5年6月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の

<p>氏名及び主たる事務所の所在地 河嶋商事株式会社 代表取締役 河嶋 義孝 宮津市字須津1608番地</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘（真砂土）</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 宮津市字中津小字長ケ尾ゼウメ谷10016番2（次の図のとおり）</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 3.2ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成8年12月25日から令和8年10月31日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 114 989 324">騒音の発生</td> <td data-bbox="989 114 1212 324">開発区域の中心より半径200m以内の地域（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="1212 114 1476 324">重機や運搬車両などの不必要なアイドリングを禁止する。 低騒音型の重機を使用する。</td> </tr> </table>	騒音の発生	開発区域の中心より半径200m以内の地域（次の図のとおり）	重機や運搬車両などの不必要なアイドリングを禁止する。 低騒音型の重機を使用する。												
騒音の発生	開発区域の中心より半径200m以内の地域（次の図のとおり）	重機や運搬車両などの不必要なアイドリングを禁止する。 低騒音型の重機を使用する。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="119 918 319 996">おそれの種類</th> <th data-bbox="319 918 534 996">おそれがある範囲</th> <th data-bbox="534 918 798 996">おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="119 996 319 1254">周辺道路の汚れ</td> <td data-bbox="319 996 534 1254">宮津市字中津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="534 996 798 1254">場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した汚れを落とす。 道路が汚れた場合は散水車等で道路の汚れを清掃する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1254 319 1590">交通量の増加</td> <td data-bbox="319 1254 534 1590">〃</td> <td data-bbox="534 1254 798 1590">運搬車両の運転手に、安全運転を徹底する。 地元一般車両を優先した運行をする。 看板を設置し、車両の出入りがあることを知らせ、車両通行の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1590 319 1825">河川水量の増加</td> <td data-bbox="319 1590 534 1825">宮津市字中津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</td> <td data-bbox="534 1590 798 1825">雨水を洪水調整池に集水し、流量を調整後、場外に排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1825 319 2114">濁水の発生</td> <td data-bbox="319 1825 534 2114">〃</td> <td data-bbox="534 1825 798 2114">場外へ放流する雨水は、堆砂容量を確保した洪水調整池及び沈砂池にて泥分を沈下させた後、排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	宮津市字中津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した汚れを落とす。 道路が汚れた場合は散水車等で道路の汚れを清掃する。	交通量の増加	〃	運搬車両の運転手に、安全運転を徹底する。 地元一般車両を優先した運行をする。 看板を設置し、車両の出入りがあることを知らせ、車両通行の安全を確保する。	河川水量の増加	宮津市字中津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	雨水を洪水調整池に集水し、流量を調整後、場外に排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。	濁水の発生	〃	場外へ放流する雨水は、堆砂容量を確保した洪水調整池及び沈砂池にて泥分を沈下させた後、排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。	<p>(8) 縦覧場所 ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 宮津市産業経済部農林水産課 宮津市柳縄手345番地の1 エ 河嶋商事株式会社 宮津市字須津1608番地</p> <p>(9) 縦覧期間 令和5年6月9日(金)から令和5年7月10日(月)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和5年6月9日(金)から令和5年7月10日(月)まで イ 提出先 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 〔「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。〕</p> <p>2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山川産業株式会社 代表取締役 金本 範彦 淡路市岩屋1320番地の4</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の堆積及び事業場（資材置場）の設置</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 京丹後市網野町中禅寺小字中ノ谷10071ほか（次の図のとおり）</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 5.1ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和5年11月29日から令和8年11月28日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成23年11月29日から令和13年11月28日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置														
周辺道路の汚れ	宮津市字中津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した汚れを落とす。 道路が汚れた場合は散水車等で道路の汚れを清掃する。														
交通量の増加	〃	運搬車両の運転手に、安全運転を徹底する。 地元一般車両を優先した運行をする。 看板を設置し、車両の出入りがあることを知らせ、車両通行の安全を確保する。														
河川水量の増加	宮津市字中津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	雨水を洪水調整池に集水し、流量を調整後、場外に排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。														
濁水の発生	〃	場外へ放流する雨水は、堆砂容量を確保した洪水調整池及び沈砂池にて泥分を沈下させた後、排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。														

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市網野町仲禅寺地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内にタイヤ洗い場を設置し、ダンプトラックのタイヤに付着した土砂が開発区域外に出ることを抑える。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内に降った雨水を調整池に集水し、水量の調整を行い、下流の河川への影響を抑える。 調整池に堆積した土砂を適宜除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	場内に沈砂池及び沈砂機能を持たせた調整池を設置することで、泥分を沈下させた後、場外に放流する。 pH及びSSの水質検査を作業日ごとに実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。

(8) 縦覧場所

ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

京丹後市峰山町丹波855番地

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 京丹後市農林水産部農林整備課

京丹後市大宮町口大野226番地

エ 山川産業株式会社

京丹後市網野町掛津630番地

(9) 縦覧期間

令和5年6月9日(金)から令和5年7月10日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和5年6月9日(金)から令和5年7月10日(月)まで

イ 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月9日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市木津町八ヶ坪56
(関連区域)
木津川市木津町八ヶ坪56の1の一部、56の2の一部、木津八ヶ坪6の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
枚方市牧野阪二丁目8の2 3F
御浜住宅株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市木津南後背104の1、104の3、105の3、105の4、106の4、106の5
(関連区域)
木津川市木津南後背102の1の一部、103の一部、105の2、106の2、108の2の一部、108の5の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
木津川市山城町平尾東古川2
株式会社オフィスフジワラ
- 3 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字倉谷小字向ノ丁365、366
(関連区域)
舞鶴市字倉谷小字向ノ丁362の9の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市字七日市387の6
株式会社住建ネット

府 議 会

- 1 府議会臨時会の開閉
令和5年5月22日に招集された5月府議会臨時会は、令和5年5月26日閉会した。
- 2 議長及び副議長の選挙
令和5年5月26日議長及び副議長選挙を行い、次の者が当選した。
議長 石田 宗久
副議長 林 正樹
- 3 常任委員会委員の選任
令和5年5月26日常任委員会委員を次のとおり選任

した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

総務・警察常任委員会

委員長 磯野 勝
副委員長 瀧脇 正明
〃 近藤 永太郎
委員 石田 宗久
〃 荒巻 隆三
〃 宮下 友紀子
〃 酒井 常雄
〃 畑本 久仁枝
〃 成宮 真理子
〃 馬場 紘平
〃 岡本 和徳
〃 小鍛治 義広

危機管理・健康福祉常任委員会

委員長 中島 武文
副委員長 藤山 裕紀子
〃 田中 英夫
委員 渡辺 邦子
〃 池田 正義
〃 津田 裕也
〃 北岡 千はる
〃 田中 志歩
〃 竹内 紗耶
〃 光永 敦彦
〃 田中 美貴子
〃 大河内 章

文化生活・教育常任委員会

委員長 田中 健志
副委員長 古林 良崇
〃 能勢 昌博
委員 四方 源太郎
〃 青木 義照
〃 小巻 久美
〃 大澤 彰久
〃 北川 剛司
〃 西山 龍夫
〃 島田 敬子
〃 田中 富士子
〃 林 正樹

政策環境建設常任委員会

委員長 中村 正孝
副委員長 園崎 弘道
〃 上倉 淑敬
委員 片山 誠治
〃 二之湯 真士
〃 田島 祥充
〃 筆保 祥一
〃 西條 利洋
〃 迫 祐仁
〃 水谷 修
〃 小原 舞
〃 池田 輝彦

農商工労働常任委員会

委員長 家元 優
副委員長 兎本 和久
〃 山口 勝
委員 秋田 公司
〃 森口 亨
〃 武田 光樹
〃 梶原 英樹
〃 畑本 義允
〃 楠岡 誠広
〃 浜田 良之
〃 森 吉治
〃 増田 大輔

4 議会運営委員会委員及び委員長の選任

令和5年5月26日議会運営委員会委員及び委員長を次のとおり選任した（理事は、委員会における選任による。）。

議会運営委員会

委員長 荒巻 隆三
理事 中村 正孝
〃 上倉 淑敬
〃 光永 敦彦
〃 岡本 和徳
〃 小鍛治 義広
委員 藤山 裕紀子
〃 磯野 勝
〃 森口 亨
〃 瀧脇 正明
〃 小巻 久美
〃 北川 剛司
〃 西山 龍夫
〃 浜田 良之
〃 田中 健志
〃 山口 勝

5 特別委員会の設置及び同委員の選任

令和5年5月26日安心・安全な暮らしに関する特別委員会、子育て環境の充実に関する特別委員会、魅力ある地域づくりに関する特別委員会、新技術と社会づくりに関する特別委員会及び文化力と価値創造に関する特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

安心・安全な暮らしに関する特別委員会

委員長 田島 祥充
副委員長 秋田 公司
〃 小鍛治 義広
委員 能勢 昌博
〃 藤山 裕紀子
〃 瀧脇 正明
〃 畑本 久仁枝
〃 梶原 英樹
〃 楠岡 誠広
〃 迫 祐仁

- 委 員 田 中 富士子
- 〃 小 原 舞
- 子育て環境の充実に関する特別委員会
- 委員長 宮 下 友紀子
- 副委員長 片 山 誠 治
- 〃 渡 辺 邦 子
- 委 員 中 村 正 孝
- 〃 古 林 良 崇
- 〃 大 澤 彰 久
- 〃 酒 井 常 雄
- 〃 田 中 志 歩
- 〃 竹 内 紗 耶
- 〃 島 田 敬 子
- 〃 増 田 大 輔
- 〃 大河内 章
- 魅力ある地域づくりに関する特別委員会
- 委員長 青 木 義 照
- 副委員長 二之湯 真 士
- 〃 畑 本 義 允
- 委 員 中 島 武 文
- 〃 家 元 優
- 〃 武 田 光 樹
- 〃 北 岡 千はる
- 〃 西 山 龍 夫
- 〃 馬 場 紘 平
- 〃 森 吉 治
- 〃 田 中 美貴子
- 〃 池 田 輝 彦
- 新技術と社会づくりに関する特別委員会
- 委員長 森 口 亨
- 副委員長 四 方 源太郎
- 〃 岡 本 和 徳
- 委 員 近 藤 永太郎
- 〃 田 中 英 夫
- 〃 兎 本 和 久
- 〃 津 田 裕 也
- 〃 北 川 剛 司
- 〃 西 條 利 洋
- 〃 光 永 敦 彦
- 〃 水 谷 修
- 文化力と価値創造に関する特別委員会
- 委員長 山 口 勝
- 副委員長 池 田 正 義
- 〃 荒 卷 隆 三
- 委 員 園 崎 弘 道
- 〃 磯 野 勝
- 〃 小 卷 久 美
- 〃 上 倉 淑 敬
- 〃 筆 保 祥 一
- 〃 浜 田 良 之
- 〃 成 宮 真理子
- 〃 田 中 健 志

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年6月9日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立宇治支援学校スクールバス運行業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和5年8月1日から令和8年7月31日まで

(4) 業務を行う場所等

京都府立宇治支援学校通学区域内等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0031 宇治市広野町丸山10番地

京都府立宇治支援学校事務部

電話番号 (0774) 41-3701

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年6月9日（金）から令和5年7月3日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付方法

原則として、京都府立宇治支援学校のホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/uji-s/cms/>）からダウンロードすること。直接交付又は郵送による交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格

を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 運行に使用した車両が事故又は故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立宇治支援学校長（以下「学校長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のイに同じ。

ウ 交付方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調査書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 4の(1)のイに該当しないことを説明することができる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 誓約書

なお、京都府が行う「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書のコピーを添付することにより、上記ア、イ、ウ及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求め

ることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への記載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に記載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和6年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に記載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を学校長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからキまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると学校長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他学校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月25日（火）午前10時

イ 場所

宇治市広野町丸山10番地

京都府立宇治支援学校教育相談室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年7月24日（月）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

(1) Main contents of contract:

School Bus Service for Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

(2) Contract period:

From August 1, 2023 to July 31, 2026

(3) Deadline for bid submission by post:

Monday, July 24, 2023

(4) Time, date and place for bid submission and bid opening:

10:00 a.m. on Tuesday, July 25, 2023

At Kyoiku-soudan-shitsu (counseling room) of the Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

10, Maruyama, Hironocho, Uji-shi, Kyoto, Japan

(5) For further information:

School Office, Kyoto Prefectural Uji School for Special Needs Education

10, Maruyama, Hironocho, Uji-shi, Kyoto, 611-0031 Japan

Tel (0774) 41-3701

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第52号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年6月9日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高度情報技術支援システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日

令和5年4月11日

- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社京都営業
所
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 5 落札金額
32,722,800円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年2月24日